

# 令和6年度

## くじゅう地区管理運営協議会

### 総会

#### 審議事項

#### 議題

1. 議案第1号 新規正会員の入会について
2. 議案第2号 令和5年度事業報告および決算報告、  
会計監査報告について
3. 議案第3号 特別会計「九州学生ワンダーフォーゲル連盟基金」の  
創設について
4. 議案第4号 令和6年度 運営方針ならびに取組目標  
及び事業計画（案）、予算（案）について
5. 議案第5号 役員改選について
6. その他

日 時：令和6年5月13日（月） 15:30～17:00

場 所：天空の大地 久住高原ホテル

1. 議案第1号 くじゅう地区管理運営協議会 新規正会員の入会について

くじゅう地区管理運営協議会規約第6条1項に基づき、以下の正会員として入会しようとする者の入会の承認を求める。

・飯田高原野焼き実行委員会

## 2. 議案第2号 令和5年度事業報告

### (1) ビジターセンター等管理運営事業

- ① 長者原ビジターセンター等（タデ原木道を含む）の管理運営を環境省から受託し、職員を雇用して施設等の適切な維持管理を行った。【来館者数：132,996人（前年比約9%増）】
- ② くじゅうの自然を紹介した展示の作成・更新を行った。展示は特にインバウンド対応を意識して英語訳をつけるだけでなく、視認性を向上させるなど、アクセシビリティ・バリアフリーへの配慮をおこなった。
- ③ 九重の自然を守る会の協力により、タデ原湿原を利用した自然観察会を開催するとともに、SNS等で広報をおこなった。【640人】
- ④ 職員による国立公園レクチャー及び行政機関をはじめとする関係者の視察研修などの受け入れを実施した。【レクチャー514人 視察12人】
- ⑤ ビジターセンターを拠点とする夜間の協力金付ツアーを企画し2回開催した。【37人】（別紙1-1）
- ⑥ 「くじゅうだより」を年4回発行し、関係各所で配布した。また、タデ原やくじゅう連山の自然情報を、利用者及び協議会会員にメールマガジンなどで提供した。【配信回数30回】
- ⑦ HPやSNS（X、Facebook・Instagram）を活用してくじゅう地域の最新情報を発信した。またホームページをハブとして各SNSへリンクで飛べるように整備した。【HP更新23回、X毎日更新・フォロワー887人、Facebook更新81回・フォロワー7,276人、Instagram57回、フォロワー3,895人】
- ⑧ くじゅう地域の自然を紹介するオリジナル商品を開発し、ビジターセンター等で販売した。「くじゅう連山登山マップ」については、コースタイムなどの内容の改定をおこなった。「くじゅう連山植物図鑑3」の作成を行った。（別紙1-1）
- ⑨ 物品販売レジにおいて導入した電子決済サービス Air ペイの運用をすすめた。
- ⑩ 館内清掃及び物品の整頓を励行し、快適な環境を維持した。
- ⑪ 来館者アンケートを実施するとともに、アンケート結果を受けて展示や対応を改善した。
- ⑫ 毎年3月末に実施されるタデ原の野焼きに備え、タデ原木道沿いの防火線切りを行った。

### (2) 自然環境保全・調査活動

- ① タデ原や沢水におけるモニタリングサイト1000の調査支援と情報発信を行った。また夜のタデ原の活用を意識して、タデ原において夜間の野生動物の調査を行った。
- ② 飯田高原野焼き実行委員会や竹田市に協力し、飲料・軽食の提供や資材の貸与を通じてくじゅう地域の野焼き活動を支援した。また各野焼き実行委員会の正会員化を検討するとともに、野焼きに必要な背負い式水のうの更新（6基）をすすめた。
- ③ 関係団体によるオオハンゴンソウ駆除活動などの生態系保全活動については、資材提供や作業協力等を通して活動を支援するとともに、物品の適切な管理を行った。
- ④ タデ原湿原における生態系保全のためシカ柵資材の購入を行った。（別紙1-2）
- ⑤ 男池園地の保全と活用について由布市と連携し資材提供や作業協力等を通して活動を支援した。
- ⑥ 自然公園クリーン作戦に軍手や飲料の提供を行い、美化意識の普及啓発を行った。
- ⑦ 環境省・大分県・九重町等のくじゅう地域の自然環境保全等に関係する委員会に協力した。
- ⑧ 環境保全活動を行う正会員の活動を支援した。

### (3) 登山道等整備活動

- ① くじゅう連山の道迷いが多い箇所を中心に、道標と看板を1基ずつ設置した（ローマ字併記）。【設置箇所：東千里ヶ浜、疥癬湯分岐】また久住高原農業高校の清掃登山の取材を実施した他、玖珠美山高校と坊原登山道の保全整備活動を実施した。

- ② 関係機関へ登山道整備活動に必要な資材（道具、消耗品）を提供するとともに、物品の適切な管理を行った。
- ③ 遭難事故防止のため、協議会公式登山テープを試作し会員団体へ配布した。（別紙 1-3）
- ④ くじゅう地域の登山道に関する情報を収集し、利用者や関係機関に提供した。ホームページでは登山道危険箇所を地図化し、情報提供を行った。
- ⑤ 登山道執行者や活動団体が登山道整備活動を迅速に行えるよう、Q-GIS というオープンソースを利用して地図上で登山道状況が写真を含めて確認できるデータベースを構築した。（別紙 1-3）
- ⑥ 正会員活動助成事業として、4 件の登山道保全活動の助成を行った。【みちくさ案内人倶楽部：赤川～扇ヶ鼻ルート、ネイチャーガイドクラブ：黒岩山・泉水山、指山、坊原】

#### （4）教育普及・啓発活動

- ① タデ原に関する保全活動を行う、「チームタデ原」（九重町内小学校 4 年生～中学校 3 年生）の活動を実施した。7 月には琵琶湖で開催されたユースラムサールに 1 名参加したほか、8 月には東よか干潟と交流事業を行った。【実施数 9 回】
- ② 九重町の小学校の総合学習でタデ原を題材とした環境学習を実施した。また九重緑陽中学校の職場体験を受け入れた。竹田市・由布市の国立公園学校区においてもくじゅうだよりの配布をおこない、くじゅう連山での活動を PR した。【実施数 5 回】
- ③ タデ原や館内展示、SNS など草こづみなど伝統的な環境保全活動を紹介した。
- ④ 「登山ミニレクチャー」など国立公園の利用マナー向上のための普及啓発活動やマナーチラシのリニューアル・配布を行った。
- ⑤ 全国草原再生ネットワークや、西日本自然史系博物館ネットワーク等に加盟し、会員に随時情報提供を行った。
- ⑥ ビジターセンター館内展示・ホームページ・SNS で地域団体の活動や協力金付ツアーの紹介をした。
- ⑦ 正会員活動助成事業として、1 件の教育普及・啓発活動を助成した【九重ふるさと自然学校：くじゅうの魅力伝えるワークショップ】

#### （5）その他受託事業等

- ① 環境省から公衆トイレや長者原園地の清掃管理業務を受託し、公園環境の整備向上に努めた。
- ② 環境省及び大分県管理の登山道・遊歩道の巡視業務を受託し、登山道の安全管理を行った。
- ③ 環境省から利用者負担検討業務を受託し、天候に左右されない野生動物をテーマに夜のタデ原を活用した協力金付ツアーの開発を行った。

#### （6）組織運営等

- ① 業務管理のデジタル化に加え、ChatGPT を活用した議事録作成など業務の効率化に努めた。
- ② ビジターセンター内に併設された観光案内所と連携し、利用者への情報提供を充実させた。
- ③ 賛助会費・寄付金の電子決済システム「コングラント」を導入し、HP へリンクを貼るなど利用者の利便性向上に努めた。また賛助会員特典の見直しと会員の情報提供の適正化について検討した。（別紙 1-4）
- ④ 職員の経験や知識に応じた OJT を含む各種研修に取り組む環境を整備した。また職員の健康維持と業務上の事故防止を徹底した。

## 令和5年度 一般会計 収支決算書

(収入の部)

項目	当初予算額	補正要求額	補正後予算額	決算額	比較増減	摘要
前年度繰越金	3,919,936	0	3,919,936	3,919,936	0	
前年度繰越金(運営管理6ヶ月分)	12,000,000	0	12,000,000	12,000,000	0	
会費 正会員会費	2,450,000	0	2,450,000	2,450,000	0	正会員会費内訳
ピジターセンター等管理運営業務	15,378,000	0	15,378,000	15,378,000	0	
長者原園地・トイレ清掃管理業務	987,800	0	987,800	987,800	0	
登山道巡視委託(環境省)	687,500	0	687,500	687,500	0	
利用者負担検討業務(環境省)	462,000	0	462,000	462,000	0	
登山道巡視委託(大分県)	972,400	0	972,400	972,400	0	
物品販売費	2,500,000	300,000	2,800,000	3,146,292	346,292	
雑収入	12,364	0	12,364	208,156	195,792	委員報酬、イベント参加費等
<b>収入合計</b>	<b>39,370,000</b>	<b>300,000</b>	<b>39,670,000</b>	<b>40,212,084</b>	<b>542,084</b>	

(支出の部)

項	目	当初予算額	補正要求額	補正後予算額	決算額	比較増減	摘要
会議費		200,000	0	200,000	164,451	▲ 35,549	役員会・総会会場費
管理費	人件費	18,100,000	0	18,100,000	17,723,769	▲ 376,231	
	給与	15,650,000	0	15,650,000	15,400,463		
	社会保険料等	2,450,000	0	2,450,000	2,323,306		
	研修交通費	600,000		600,000	487,910	▲ 112,090	
	VC等管理費	1,500,000	0	1,500,000	1,204,756	▲ 295,244	コピー機、クラウドソフト、VC特別清掃、タテ原木道防火線切り委託等
	租税公課費	1,200,000	0	1,200,000	963,300	▲ 236,700	消費税及び地方消費税等
	水道光熱費	120,000	0	120,000	36,632	▲ 83,368	水道組合費
	通信運搬費	400,000	0	400,000	202,493	▲ 197,507	電話・ネット・通知用切手等
	消耗品費	1,100,000	0	1,100,000	659,992	▲ 440,008	トイレ・展示・事務用品等
	備品費	600,000	0	600,000	557,710	▲ 42,290	PC等
	修繕費	200,000	0	200,000	20,810	▲ 179,190	チェーンソー修理費
	情報費	150,000	0	150,000	86,875	▲ 63,125	新聞、雑誌等
	計	23,970,000	0	23,970,000	21,944,247	▲ 2,025,753	
事業費	販売物品仕入費	1,800,000	300,000	2,100,000	1,968,644	▲ 131,356	
	計	1,800,000	300,000	2,100,000	1,968,644	▲ 131,356	
	くじゆう環境保全特別会計繰出金	1,400,000	0	1,400,000	1,400,000	0	特別会計へ
	次年度管理費積立金(6ヵ月分)	12,000,000	0	12,000,000	0	▲ 12,000,000	
	<b>支出合計</b>	<b>39,370,000</b>	<b>300,000</b>	<b>39,670,000</b>	<b>25,477,342</b>	<b>▲ 14,192,658</b>	

**次年度繰越金 40,212,084    —    25,477,342    =    14,734,742**

(次年度管理費積立金6ヵ月分 12,000,000円含む)

令和5年度 正会員会費 内訳

正会員名	本年度予算額	決算額	比較増	摘要
大分県	185,000	185,000	0	
九重町	1,000,000	1,000,000	0	
竹田市	300,000	300,000	0	
由布市	100,000	100,000	0	
九重・飯田高原観光協会	150,000	150,000	0	
筋湯温泉観光協会	100,000	100,000	0	
筥ノ口温泉観光協会	30,000	30,000	0	
特定非営利活動法人 竹田市観光ツーリズム協会	50,000	50,000	0	
飯田高原観光株式会社 (長者原ヘルスセンター)	45,000	45,000	0	
やまなみ観光株式会社 (レストハウスやまなみ)	45,000	45,000	0	
有限会社みやま商店 (SHERPA KUJU BASE)	10,000	10,000	0	
寒の地獄株式会社 (寒の地獄旅館)	10,000	10,000	0	
有限会社星生温泉 (九重星生ホテル)	30,000	30,000	0	
株式会社まぎのとコーポレーション (九重観光ホテル)	10,000	10,000	0	
九重ヒュッテ	10,000	10,000	0	
株式会社エル・ランチョ・グランデ	10,000	10,000	0	
株式会社牧ノ戸 (牧ノ戸峠売店)	20,000	20,000	0	
JAおおいた (飯田高原ドライブイン)	20,000	20,000	0	
有限会社法華院温泉	法華院温泉山荘	30,000	30,000	0
	法華院温泉 高原テラス	15,000	15,000	0
有限会社くじゅう倶楽部	20,000	20,000	0	
九重森林公園株式会社	30,000	30,000	0	
株式会社橋本建設	25,000	25,000	0	
株式会社ア・マ・ファソン (オーベルジュ ア・マ・ファソン)	10,000	10,000	0	
株式会社星野リゾート (界 阿蘇)	20,000	20,000	0	
飯田高原デザイン会議	10,000	10,000	0	
特定非営利活動法人 久住高原みちくさ案内人倶楽部	10,000	10,000	0	
一般財団法人セブン・イレブン記念財団 (九重ふるさと自然学校)	10,000	10,000	0	
有限会社吉武建設 (くじゅうやまなみキャンプ村)	20,000	20,000	0	
特定非営利活動法人 くじゅうネイチャーガイドクラブ	10,000	10,000	0	
株式会社レゾネット (レゾネットクラブくじゅう)	10,000	10,000	0	
公益財団法人 九電みらい財団	10,000	10,000	0	
一般財団法人 TAO文化振興財団	10,000	10,000	0	
くじゅう地区パークボランティアの会	10,000	10,000	0	
有限会社スパ・グリネス (スパ・グリネス)	10,000	10,000	0	
ラフクリエイション株式会社 (天空の大地久住高原ホテル)	10,000	10,000	0	
温泉コスメティック株式会社 (赤川温泉赤川荘)	10,000	10,000	0	
ここのえまち総合サービス株式会社 (長者原ビジターセンター観光案内所)	10,000	10,000	0	
株式会社くじゅうビバレッジ	35,000	35,000	0	
<b>正会員会費合計</b>	<b>2,450,000</b>	<b>2,450,000</b>	<b>0</b>	

## 令和5年度 くじゅう環境保全特別会計 収支決算書

(収入の部)

項目	本年度予算額(円)	決算額(円)	比較増減	摘要
前年度繰越金	2,945,901	2,945,901	0	
賛助会員会費	350,000	382,707	32,707	個人会員108名、団体会員7件
寄付金	500,000	779,819	279,819	募金箱 200,013円 寄付金申込分 75,956円 ツアー等協力金 503,850円 (九電産業株式会社様 221,000円)
一般会計繰入金	1,400,000	1,400,000	0	一般会計より
雑収入	99	25	▲ 74	
収入合計	5,196,000	5,508,452	312,452	

(支出の部)

項目	本年度予算額(円)	決算額(円)	比較増減	* 摘要 (*万円)
自然環境保全・調査活動費	1,200,000	1,012,632	▲ 187,368	各団体活動支援費(30)、シカ柵資材等(30)、野焼き背負式水囊(19)、野焼き活動支援(15)、クリーン作戦(3)、調査その他
登山道等整備活動費	1,300,000	1,077,615	▲ 222,385	黒岩・泉水整備(16)、道標・看板(15)、協議会公式登山テープ(14)、道標設置委託(13)、指山整備(13)、坊原整備(12)、登山道資材(12)、赤川～扇ヶ鼻整備(10)、その他
教育普及・啓発活動費	1,000,000	591,460	▲ 408,540	くじゅうだより(14)、チームタデ原(14)、賛助会員特典(6)、HP維持管理(6)、コングラント(5)、夜のタデ原行事(3)その他
合計	3,500,000	2,681,707	▲ 818,293	
予備費	1,696,000	0	▲ 1,696,000	
支出合計	5,196,000	2,681,707	▲ 2,514,293	

次年度繰越金      5,508,452      -      2,681,707      =      2,826,745

# 会計監査報告

規約第 10 条 4 項の規定により、令和 5 年度の会務並びに会計を監査した結果、証拠書類及び帳簿等の内容は、適正に処理されていることを認めます。

令和 6 年 5 月 6 日

くじゅう地区管理運営協議会  
監事 九重・飯田高原観光協会 会長

工 田 恒 久 

監事 有限会社スパークリネス 会長

渡 邊 秀 雄 

### 3. 議案第3号 特別会計「九州学生ワンダーフォーゲル連盟基金」の創設について

寄付規則第5条2項に基づき、九州学生ワンダーフォーゲル連盟様からの寄付申込8,821,589円について、以下の特別会計創設の承認を求める。

「九州学生ワンダーフォーゲル連盟基金」

### 3. 議案第 3 号

#### 特別会計「九州学生ワンダーフォーゲル連盟基金」の創設について 理由書

寄付規則第 3 条 3 号「登山道等管理活動」に用途を限定した寄付の申込であること、また金額が 8,821,589 円と大きく明瞭かつ適正に管理していく必要があるため。(別紙 2 寄付規則)

#### 4. 議案第4号 令和6年度くじゅう地区管理運営協議会 運営方針ならびに取組目標

##### くじゅう地区管理運営協議会 **運営目的と事業範囲** 「この協議会は、何のために、何をやる組織なのか」

規約第3条 協議会は、長者原ビジターセンター等施設の維持管理並びにくじゅう山群における自然環境保全活動及び利用者への適正な指導と適正な利用の推進を行い、持続可能な発展に寄与することを目的とする

規約第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 長者原ビジターセンター等施設の管理運営
- (2) くじゅう山群及び長者原地区の自然環境保全活動
- (3) 公園利用者への情報提供及び適正な利用の推進
- (4) 登山道等の保全・維持管理活動
- (5) 公園利用者への適正な指導啓発及び教育普及活動
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

**【事業項目】** 規約4条の「実施事業」の部分は、次のように整理されています。

- (1)(3)(5)の部分=> **I ビジターセンター等施設管理運営事業**
- (2)の部分=> **II 自然環境保全・調査活動**
- (4)の部分=> **III 登山道等整備活動**
- (5)(6)の部分=> **IV 教育普及・啓発活動**
- (6)の部分=> **V その他目的にかなう受託事業等**

**【運営方針】** 令和6年度は、これらの事業を次の方針に沿って実行します。

- ① 長者原ビジターセンターを拠点にした情報収集と発信の充実や国立公園90周年を記念した普及啓発をはかるとともに、インバウンドも含め安全で適正な利用を推進します。
- ② 協議会会員の中間支援組織として、関係団体との協働を重視するとともに、生態系や登山道保全の仕組みづくりや人材育成に協力します。
- ③ 情報をデジタル化し共有の仕組みを構築するとともに、情報セキュリティの確保とデジタル技術を活用した業務の効率化に努めます。

上記の運営方針のもとで、各事業および組織運営における「令和6年度取組目標」を次の通り掲げます。

##### 事業Ⅰ／ビジターセンター等運営

目標：インバウンドを含む来館者向けの自然や安全登山に関する情報発信の充実と、国立公園90周年を含めた普及啓発活動に取り組む。

- ア インバウンドを意識した自然情報発信や適正な利用の推進と国立公園90周年の普及啓発 (①②③)
- イ 物品販売の充実と新商品の開発・販売 (①②)
- ウ 来館者アンケートを基にした利用者の利便性確保 (①③)

##### 事業Ⅱ／自然環境保全・調査

目標：協議会会員や関係団体と連携し、地域に密着した環境保全活動・調査活動を安全に留意して行う。

- ア 地域団体と連携し希少種を含む動植物の生育状況の記録と保全の仕組み作りへの協力 (②③)
- イ 野焼き時の安全な実施体制構築への協力 (②)
- ウ 生態系保全活動への資材提供の充実・作業協力と物品の適切な管理 (②③)

##### 事業Ⅲ／登山道等整備

目標：国立公園の利用者が安全・快適に登山を楽しめるよう、執行者や地域団体等と協力して、安全面・環境面に配慮しながら登山環境を整備する。

- ア 登山道整備の資材提供や活動への参加・協力 (①②)
- イ 正会員との登山道データの共有とそれを活用した地域団体による登山道整備活動の支援 (②③)
- ウ 登山道情報のインバウンド対応強化 (①③)

##### 事業Ⅳ 教育普及・啓発

目標：地域の団体や学校等と協力して、くじゅうを守る人材の育成やくじゅうを楽しむ人々の意識啓発に取り組む。

- ア 「チームタデ原」による湿地交流会の推進 (②)
- イ レクチャー事業等の実施や受入れの推進 (①②)
- ウ 地域団体の活動や協力金付イベントの紹介 (①②③)

##### 事業Ⅴ その他受託事業等

目標：委託者と連絡を密にとりながら、くじゅうの環境保全や地区の発展に資する受託事業を遂行し、国立公園利用者の利便性を向上させる。

- ア 巡視受託遂行による登山環境の把握と改善 (①)
- イ 清掃受託遂行による公園環境の整備・向上 (①)
- ウ 利用者負担制度の受託による新たなツアーや保全活動の推進 (①②)

##### 組織運営 協議会の運営に関する業務

目標：情報をデジタル化することで、協議会内外にわたる情報共有の仕組みを整える。また情報セキュリティの確保とAIを活用した情報発信の充実と業務の効率化を図る。

- ア 観光案内所と連携したインバウンド向け情報発信の充実 (①③)
- イ 地域での利用者負担制度の仕組み作りへの協力 (①②③)
- ウ 電子決済制度を始めとするデジタルプラットフォーム利用のほか、会議録や電話対応など管理業務におけるデジタル技術活用の検討 (①③)

## 令和6年度事業計画（案）

### （1）ビジターセンター等管理運営事業

- ① 長者原ビジターセンター等（タデ原木道を含む）の管理運営を環境省から受託し、職員を雇用して施設等の適切な維持管理を行う。
- ② くじゅうの自然を紹介した展示の作成・更新を行う。展示は国立公園90周年を記念してくじゅうを代表する自然環境や国立公園の歩みについての企画展示を行うとともに、インバウンド対応を意識してアクセシビリティ・バリアフリーへの配慮をおこなう。
- ③ 九重の自然を守る会の協力により、タデ原湿原を利用した自然観察会を開催するとともに、SNSで積極的な広報をおこなう。
- ④ 職員による国立公園レクチャー及び行政機関をはじめとする関係者の視察研修などの受け入れを実施する。
- ⑤ 「くじゅうだより」を年4回発行し、関係各所で配布する。また、タデ原やくじゅう連山の自然情報を、利用者及び協議会会員に提供する。
- ⑥ HPやSNS（Twitter、Facebook、Instagram）を活用してくじゅう地域の最新情報を発信する。HPではインバウンド対応を意識して最新情報を英語版でも発信する。
- ⑦ くじゅう地域の自然を紹介するオリジナル商品等を開発し、ビジターセンター等で販売する。「くじゅう連山植物図鑑4」の作成をすすめる。
- ⑧ 物品販売レジにおいて導入された電子決済サービス（エアレジ）の運用をすすめる。
- ⑨ 館内清掃及び物品の整頓を励行し、快適な環境を維持する。
- ⑩ 来館者アンケートを実施するとともに、アンケート結果を受けて展示や応対を改善する。

### （2）自然環境保全・調査活動

- ① 関係団体と協力し、希少種を含む動植物の生育状況を記録する。タデ原湿原の希少植物のシカ対策については、環境省・九重町による生態系維持回復事業（シカ柵の維持管理等）に協力するとともに、信州大学緑地生態学研究室に調査を委託し、シカ柵設置の効果について検証する。（別紙3）
- ② 飯田高原野焼き実行委員会や竹田市に協力し、支援物資や保険費用の一部助成などくじゅう地域の野焼き活動を支援する。また野焼きに必要な背負い式水のうの更新をすすめる。
- ③ 関係団体によるオオハングソウ駆除活動などの生態系保全活動については、資材提供や作業協力等を通して活動を支援するとともに、物品の適切な管理を行う。
- ④ 男池園地の保全と活用について由布市に協力して資材の提供や情報発信を行う。
- ⑤ 自然公園クリーン作戦等に協力し、美化意識の普及啓発を行う。
- ⑥ 環境省・大分県・九重町などのくじゅう地域の自然環境保全等に関係する委員会に委員として協力する。
- ⑦ 自然環境保全・調査活動を行う正会員の活動を助成する。

### （3）登山道等整備活動

- ① くじゅう連山の道標の制作・交換作業を行う。また地域の高校・団体と連携した登山道保全整備活動へ参加・協力する。
- ② 関係機関へ登山道整備活動に必要な資材（道具、消耗品）を提供するとともに、物品の適切な管理を行う。
- ③ 遭難事故防止のため、公式登山テープを作成し会員団体へ配布する。

- ④ くじゅう地域の登山道に関する情報を収集し、利用者や関係機関に提供する。HP 上では登山道危険箇所を地図化し情報提供をおこなう。地図は英語併記したものに更新するとともに、HP 英語版での登山道新着情報をアップし、インバウンド対応を強化する。
- ⑤ 登山道の荒廃状況をデータベース化し、登山道の執行者や地域団体による登山道整備活動の支援に役立てる。
- ⑥ 登山道等整備活動を行う正会員の活動を助成する。

#### (4) 教育普及・啓発活動

- ① タデ原の保全活動を行う、「チームタデ原」(九重町内小学校4年生～中学校3年生)の活動を随時実施する。また県外のラムサール条約登録湿地との交流を実施する。
- ② 九重町・竹田市・由布市等の小中学校の総合学習等において、タデ原やくじゅう連山を題材とした環境学習を推進する。
- ③ 「登山ミニレクチャー」など国立公園の利用マナー向上のための普及啓発活動やマナーチラシ(多言語化)の制作・配布を行う。
- ④ 全国草原再生ネットワークや、西日本自然史系博物館ネットワーク等に加盟し、会員に随時情報提供を行う。
- ⑤ 教育・普及啓発活動を行う正会員の活動を助成する。

#### (5) その他受託事業等

- ① 環境省から公衆トイレや長者原園地の清掃管理業務を受託し、公園環境の整備向上に努める。
- ② 環境省及び大分県管理の登山道・遊歩道の巡視業務を受託し、登山道の安全管理を行う。
- ③ 環境省から利用者負担検討業務の受託を検討し、新たな協力金付ツアーの素材の収集・調査を行う。

#### (6) 組織運営等

- ① 管理業務のデジタル化を推進し、情報セキュリティの確保に努める。またデジタル技術を活用した電話対応の効率化と品質向上を検討する。
- ② ビジターセンター内に併設された飯田高原観光案内所と連携し、特にインバウンド向けの情報提供を充実させる。
- ③ 賛助会費及び寄付金の Web 決済制度「コングラント」の運用をすすめ、SNS での情報発信にリンクを貼るなど賛助会員及び寄付制度の拡充に努める。また正会員も含め適切な会員管理や情報発信のセキュリティ確保に努める。
- ④ 活動団体の活動支援金や助成金額などの支援内容を見直し、適正な執行体制について検討する。
- ⑤ 大分県主催オーバーユース対策部会におけるくじゅう連山の利用と保全の仕組み作りに協力する。
- ⑥ 職員の経験や知識に応じた OJT を含む各種研修に取り組む環境を整備する。また職員の健康維持と業務上の事故防止を徹底する。

## 令和6年度 一般会計 予算(案)

### (収入の部)

項目	本年度 予算額(円)	前年度(補正後) 予算額(円)	比較増減	摘要
前年度繰越金	2,734,742	3,919,936	▲ 1,185,194	
前年度繰越金(管理費積立金6ヶ月分)	12,000,000	12,000,000	0	4～9月分運営管理費等
正会員 会費	2,450,000	2,450,000	0	正会員会費内訳
ビジターセンター等管理運営業務	15,642,000	15,378,000	264,000	環境省
長者原園地・トイレ清掃管理業務	982,300	987,800	▲ 5,500	環境省
登山道巡視委託(環境省)	679,800	687,500	▲ 7,700	環境省
利用者負担検討業務(環境省)	462,000	462,000	0	環境省
登山道巡視委託(大分県)	985,600	972,400	13,200	大分県
物品販売費	3,200,000	2,800,000	400,000	物品販売
雑収入	13,558	12,364	1,194	預金利子、各種委員報酬等
<b>収入合計</b>	<b>39,150,000</b>	<b>39,670,000</b>	<b>▲ 520,000</b>	

\*その他の受託事業や補助事業の申請を行う可能性あり

### (支出の部)

項	目	本年度 予算額(円)	前年度(補正後) 予算額(円)	比較増減	摘要
	会議費	200,000	200,000	0	会議等
管理費	人件費	18,900,000	18,100,000	800,000	
	給与	16,450,000	15,650,000		正規3、臨時1、パート職員
	社会保険料等	2,450,000	2,450,000		社会保険・労災保険等 事業所負担分
	研修交通費	600,000	600,000	0	職員研修、自然情報収集交通費等
	VC等管理費	1,400,000	1,500,000	▲ 100,000	コピー機、クラウドソフト、特別清掃等
	租税公課	1,200,000	1,200,000	0	消費税及び地方消費税、法人税等
	水道光熱費	70,000	120,000	▲ 50,000	水道組合費、灯油代等
	通信運搬費	300,000	400,000	▲ 100,000	協議会通知等・電話・インターネット等
	消耗品費	900,000	1,100,000	▲ 200,000	事務用品、清掃用品、展示用品等
	備品費	320,000	600,000	▲ 280,000	PC等
	修繕費	200,000	200,000	0	備品等修繕
	情報費	150,000	150,000	0	新聞、登山系雑誌、図鑑等
		計	24,040,000	23,970,000	70,000
事業費	販売物品仕入費	2,210,000	2,100,000	110,000	物品仕入、オリジナル図鑑作成等
	計	2,210,000	2,100,000	110,000	
	くじゅう環境保全特別会計繰出金	700,000	1,400,000	▲ 700,000	
	次年度管理費積立金(6ヵ月分)	12,000,000	12,000,000	0	次年度4～9月分運営管理費
	<b>支出合計</b>	<b>39,150,000</b>	<b>39,670,000</b>	<b>▲ 520,000</b>	

令和6年度 正会員会費 内訳(案)

正会員名	本年度予算額	前年度予算額	比較増	摘要
大分県	185,000	185,000	0	
九重町	1,000,000	1,000,000	0	
竹田市	300,000	300,000	0	
由布市	100,000	100,000	0	
九重・飯田高原観光協会	150,000	150,000	0	
筋湯温泉観光協会	100,000	100,000	0	
釜ノ口温泉観光協会	30,000	30,000	0	
特定非営利活動法人 竹田市観光ツーリズム協会	50,000	50,000	0	
飯田高原観光株式会社 (長者原ヘルスセンター)	45,000	45,000	0	
やまなみ観光株式会社 (レストハウスやまなみ)	45,000	45,000	0	
有限会社みやま商店 (SHERPA KUJU BASE)	10,000	10,000	0	
寒の地獄株式会社 (寒の地獄旅館)	10,000	10,000	0	
有限会社星生温泉 (九重星生ホテル)	30,000	30,000	0	
株式会社まきのとコーポレーション (九重観光ホテル)	10,000	10,000	0	
九重ヒュッテ	10,000	10,000	0	
株式会社エル・ランチョ・グランデ	10,000	10,000	0	
株式会社牧ノ戸 (牧ノ戸峠売店)	20,000	20,000	0	
JAおおいた (飯田高原ドライブイン)	20,000	20,000	0	
有限会社法華院温泉	法華院温泉山荘	30,000	30,000	0
	法華院温泉 高原テラス	15,000	15,000	0
有限会社くじゅう倶楽部	20,000	20,000	0	
九重森林公園株式会社	30,000	30,000	0	
株式会社橋本建設	25,000	25,000	0	
株式会社ア・マ・ファソン (オーベルジュ ア・マ・ファソン)	10,000	10,000	0	
株式会社星野リゾート (界 阿蘇)	20,000	20,000	0	
飯田高原デザイン会議	10,000	10,000	0	
特定非営利活動法人 久住高原みちくさ案内人倶楽部	10,000	10,000	0	
一般財団法人セブン-イレブン記念財団 (九重ふるさと自然学校)	10,000	10,000	0	
有限会社吉武建設 (くじゅうやまなみキャンプ村)	20,000	20,000	0	
特定非営利活動法人 くじゅうネイチャーガイドクラブ	10,000	10,000	0	
株式会社レゾネイト (レゾネイトクラブくじゅう)	10,000	10,000	0	
公益財団法人 九電みらい財団	10,000	10,000	0	
一般財団法人 TAO文化振興財団	10,000	10,000	0	
くじゅう地区パークボランティアの会	10,000	10,000	0	
有限会社スパーグリネス (スパ・グリネス)	10,000	10,000	0	
ラフクリエイション株式会社 (天空の大地久住高原ホテル)	10,000	10,000	0	
温泉コスメティック株式会社 (赤川温泉赤川荘)	10,000	10,000	0	
このえまち総合サービス株式会社 (長者原ビジターセンター観光案内所)	10,000	10,000	0	
株式会社くじゅうピバレッジ	35,000	35,000	0	
<b>正会員会費合計</b>	<b>2,450,000</b>	<b>2,450,000</b>	<b>0</b>	

## 令和6年度 くじゅう環境保全特別会計 予算(案)

項目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	比較増減	摘要
前年度繰越金	2,826,745	2,945,901	▲ 119,156	令和5年度賛助会費、寄付金等含
賛助会員会費	350,000	350,000	0	賛助団体7団体 他
寄付金	500,000	500,000	0	寄付金等
一般会計繰入金	700,000	1,400,000	▲ 700,000	一般会計より
雑収入	255	99	156	
収入合計	4,377,000	5,196,000	▲ 819,000	

### (支出の部)

項目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	比較増減	* 摘要 (*万円)
自然環境保全・調査活動費	1,200,000	1,200,000	0	活動支援(43)、野焼き支援(20)、シカ対策調査(20)、背負い式水のう(15)、シカ柵資材(7)、生態系保全(5)、その他
登山道等整備活動費	1,300,000	1,300,000	0	活動助成(50)、道標(20)、道標設置委託(10)、登山道保全資材(14)、公式テープ(5)、その他
教育普及・啓発活動費	1,000,000	1,000,000	0	くじゅうだより(20)、チームタデ原(20)、チームタデ原県外交流(15)、HP保守(6)、マナーチラシ(5)、その他
合計	3,500,000	3,500,000	0	
予備費	877,000	1,696,000	▲ 819,000	
支出合計	4,377,000	5,196,000	▲ 819,000	

## 令和6年度 九州学生ワンダーフォーゲル連盟基金 特別会計 予算(案)

(収入の部)

項目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	比較増減	摘要
前年度繰越金	0	/	0	
九州学生ワンダーフォーゲル連盟基金	8,821,589	/	8,821,589	
雑収入	11	/	11	利息
収入合計	8,821,600	/	8,821,600	

(支出の部)

項目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	比較増減	* 摘要 (*万円)
特別会計 登山道等整備活動費繰出金	0	/	0	
合計	0	/	0	
予備費	8,821,600	/	8,821,600	
支出合計	8,821,600	/	8,821,600	

5. 議案第5号 役員改選について

くじゅう地区管理運営協議会規約第9条2項に基づき、以下の役員改選の承認を求める。

役員	会長	九重町	町長	日野 康志
	副会長	竹田市	市長	土居 昌弘
	理事	阿蘇くじゅう国立公園管理事務所	所長	三宅 悠介
	理事	大分県生活環境部	審議監	井下 秀子
	理事	筋湯温泉観光協会	会長	武石 正伸
	理事	釜ノ口温泉観光協会	会長	清水 弘明
	理事	NPO 法人竹田市観光ツーリズム協会	会長	工藤 厚憲
	監事	九重・飯田高原観光協会	会長	上田 恒久
	監事	有限会社スパ・グリネス	会長	渡邊 秀雄

## くじゅう地区管理運営協議会 規約

### (名称)

第1条 本会は、くじゅう地区管理運営協議会（以下「協議会」という）と称する。但、通称名称として「くじゅうファンクラブ」を使用する。

### (事業所)

第2条 協議会の事務所を大分県玖珠郡九重町大字後野上 九重町役場 内に置く。

### (目的)

第3条 協議会は、長者原ビジターセンター等施設の維持管理並びにくじゅう山群における自然環境保全活動及び利用者への適正な指導と適正な利用の推進を行い、持続可能な発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 長者原ビジターセンター等施設の管理運営
- (2) くじゅう山群及び長者原地区の自然環境保全活動
- (3) 公園利用者への情報提供及び適正な利用の推進
- (4) 登山道等の保全・維持管理活動
- (5) 公園利用者への適正な指導啓発及び教育普及活動
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### (構成)

第5条 協議会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同する環境省・大分森林管理署・大分西部森林管理署・大分県・九重町・竹田市・由布市・飯田高原観光協会・筋湯温泉観光協会・釜ノ口温泉観光協会・竹田市観光ツーリズム協会・長者原地区及びくじゅう山群に関係する個人又は団体
- (2) 賛助会員は、この会の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した者

### (入会)

第6条 前条第1号に規定する正会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、総会の承認を得るものとする。

2 前条第2号に規定する賛助会員として入会しようとする者は、別途定める規則により賛助会員とする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 10,000円以上とする。なお、総会において認められた場合はこの限りでない。

(2) 賛助会員 別途定める賛助会員における規則のとおり

2 災害等の事由により会費の納入が困難な者には、本人の申請及び会長の承諾を経て会費の減免をすることができる。また、その他減免の必要がある場合においても会長が決定し、正会員へ報告する。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し、次回総会で退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき又は団体が解散したとき

(2) 会費を2年以上納入しないとき

(役員)

第9条 協議会に、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

理 事 若干名

監 事 2名

2 会長は九重町長とし、理事及び監事は、正会員の中から互選により選出する。

3 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

4 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は会長の職務を代行する。

3 理事は、会務を執行する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

(幹事)

第11条 協議会の運営に関する業務を処理するため幹事を置く。

2 幹事は、正会員の中から役員会に諮り会長が委嘱する。

(顧問)

第12条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会に諮り会長が委嘱する。

(事務局)

第13条 総会の決定に基づき協議会の運営を円滑に行うこと及び第4条に定める事業を実施するため事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げる者をもって組織し、会長が任命する。

(1) 本協議会が直接雇用する職員

(2) 第5条第1号に定める正会員中、地方公共団体の職員

3 本協議会が直接雇用する職員は会長が決定する。

4 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

5 事務局長は、事務局の中から会長が任命する。

6 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

(会議)

第14条 協議会の会議は、総会、役員会、幹事会とし会長が招集する。

2 総会は、正会員をもって構成し、会長が議長を務め、年に1回開催（通常総会）するものとする。また、総会は以下の事項について議決する。ただし、必要があるときは臨時に開催（臨時総会）できるものとする。

(1) 本規約の改正に関する事

(2) 解散に関する事

(3) 正会員の入会及び退会に関する事

(4) 事業の計画及び収支予算並びにその変更に関する事

(5) 事業報告及び収支決算に関する事

(6) 役員を選任又は解任に関する事

(7) その他会の運営に関する重要事項に関する事

3 役員会は、必要に応じて開催し、会長が議長を務め、本規約第11条第2項及び第12条第2項に関する事並びに総会に付すべき事項についての審議及び職員の労務に関する事（就業規則や給与、手当等を含む）を決定する。

4 幹事会は、随時開催し会の活動を企画立案し審議する。

5 会議は、それぞれ構成の過半数の出席がなければ開催することができない。

6 総会及び役員会の議事は、それぞれ出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、総会における本規約の変更においては、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

7 幹事会の議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、決定を保留して、次回の幹事会に再び提案することができる。

8 やむを得ない理由により会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

(会長の専決)

第15条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認められるとき、招集が困難であることが明らかであると認めるとき又は総会の権限に属する事項で軽易な事項については、これを専決処分とすることができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告しなければならない。

(会計)

第16条 協議会の経費は、次のものをもって充てる。

- (1) 会費、負担金及び助成金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第17条 協議会資産は、会長が管理する。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第19条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(改廃)

第20条 この規約の改廃は、総会において行う。

(附則)

本規約は、昭和58年8月1日から施行する。

改正 平成16年5月21日

改正 平成17年6月3日

改正 平成18年5月30日

改正 平成22年6月1日

改正 平成28年5月31日

改正 平成30年5月28日

改正 令和3年6月1日